8月号

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和2年8月15日

大和郡山市国民健康保険に加入しているみなさんへ

脳ドック申込のご案内

まずはご自身が対象かどうかをご確認ください。対象の人で脳ドックを希望される人は市役所の窓口で申込をお願いします。

対象者 以下の条件をすべて満たす脳ドックを希望される人

- 国民健康保険の被保険者であること。
  （社会保険や後期高齢者医療制度等ほかの健康保険に加入している人は対象外です。）
- 令和2年4月1日現在、大和郡山市国民健康保険の加入期間が1年以上継続していること。
- 令和2年4月1日現在、40 歳以上 74 歳以下であること。
  （昭和 20 年 10 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日生まれの人）
- 納付期限の到来している国民健康保険税（令和 2 年度第 2 期まで）を完納していること。
  （分納されている世帯の人は脳ドックの対象外です。）

※受診日時点で、大和郡山市国民健康保険の被保険者であることが必要です。

申し込み時に検査場所を選んでいただきます。あらかじめ右記の指定医療機関の中から決めておいてください。

指定医療機関	住　　所	受入可能人数
かきざきクリニック	本庄町297-1	上限　なし
郡山青藍病院	本庄町1-1	上限　なし
田北病院	城南町2-13	上限150名
大和郡山病院	朝日町1-62	上限　なし

※申し込み後の医療機関の変更はできません。
※人数制限により希望の医療機関を申し込みできない場合はご了承ください。

検査料：7,000円　**検査内容：MRＩ検査**

※検査当日、医療機関で直接お支払いください。
※検査の結果、精密検査や治療を要する場合は、別途料金が必要です。

申込期間 9月6日（日）～ 9月11日（金）
ただし、初日は 8：30 ～ 15：00・平日は 8：30 ～ 17：15

申込先 市役所 保険年金課給付係（102 窓口） ※電話での申し込みは受け付けできません。
本人もしくは同世帯の人が、申し込む人の保険証をご持参ください。
それ以外の人が申し込みに来る場合は事前にご連絡をお願いします。

定員 360名
9月7日以降で定員になり次第締め切ります。

受診期間 令和２年 10 月 1 日～令和３年 2 月 28 日
申し込み後、決定した医療機関に受診日の予約を各自でお願いします。

新型コロナウイルス感染予防のため混雑を緩和させることを目的に、今年度は申し込み初日（9月6日）の受付時間を15時までに延長します。また、初日の申し込み分については全員受付することとします。

当日は密状態をさけるため整理券の配布等を考えております。お待ちいただく時間が長くなる場合には時間をあらためてのご来庁をお願いすることもあるかもしれませんがご理解ご協力をお願いします。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 給付係 ☎53－1643

ジェネリック医薬品のご案内

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間が切れたあとに、厚生労働省の承認のもと同じ有効成分を使って製造・販売されている薬です。開発期間や費用が少ないため、新薬より安価で提供されています。特に、脂質異常症や高血圧症、糖尿病などの慢性的な病気で、長期にわたって薬を服用している場合はジェネリック医薬品を利用することで大きく薬代を減らせる可能性があります。また、新薬の開発時にはなかった新しい製剤技術等により飲みやすさや副作用を抑える工夫といった改良がさらに進んでいる場合もあります。

注 意　**※ ジェネリック医薬品をご希望の際は、医師・薬剤師に必ずご相談ください**

- すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局などでの支払額が下がらない場合もあります。
- 院内処方では、ジェネリック医薬品に対応できない場合があります。
- ジェネリック医薬品の効き方などには個人差があります。症状などにより、切り替えできない場合もあります。

対象の薬を使用している人へ

「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。

大和郡山市国民健康保険では、ジェネリック医薬品に切り替えたとき、薬代の負担が軽くなる可能性のある人を対象に、「ジェネリック医薬品についてのお知らせ」をお送りしています。ジェネリック医薬品を使用されるかどうかの参考資料としてお役立てください。

新型コロナウイルス感染症による保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、下記の①もしくは②にあてはまる人は国民健康保険税が減免となる場合があります。

①国民健康保険加入世帯の主たる生計維持者（世帯主）が、新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った場合（重篤な傷病：一ヶ月以上の治療を要する場合）

②国民健康保険加入世帯の主たる生計維持者（世帯主）の今年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の金額が、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の同じ種類の収入金額から10分の3以上減少することが見込まれる場合（収入金額は1月から12月の一年間の収入金額見込みで比較します）

※収入減少に対して、保険金や損害賠償等により補填される金額がある場合は、その金額を収入減少見込み額から控除して比較します。

減免申請に必要なもの　減免を受けるためには申請が必要です。

印鑑（認め印で可） と **上記①もしくは②にあてはまることが分かる書類** をご準備ください。

- 上記①の理由による申請の場合 ： 医師の診断書
- 上記②の理由による申請の場合 ： 平成31年1月から令和元年12月までの収入と
令和 2年1月から減免申請時点までの収入がわかる書類※

※ 売上額等を記載した帳簿や出入金記録が分かる出納簿・預貯金通帳等の写し、給与明細書等

また、収入減少が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることが分かる書類（事業主から解雇・休職の通知や指示をされたときの書類等で、新型コロナウイルス感染症の影響のためという理由が明記されているもの等）があれば、その書類のコピーもご準備ください。

〈お問い合わせ先〉 **保険年金課 給付係　☎53－1643**